

富士見公園官民連携事業実施支援業務委託基本仕様書

1 業務名

富士見公園官民連携事業実施支援業務委託

2 目的

本業務は富士見公園の再編整備事業を官民連携事業として公募設置管理制度（Park-PFI）及びDBO方式（Design Build Operate）等を実施するにあたり、公募設置等指針・要求水準書等の策定・公表までに必要となる各種資料の作成、その他関連する業務の支援を行うことを目的とする。

3 業務内容

（1）基本条件の検討、調査支援

本業務と並行して検討して取りまとめられる富士見公園再編整備基本計画を基に、本事業に係る関連法令と財政支援措置を整理し、募集・選定に関わる資料へ反映すべき事項のとりまとめを支援する。

また、入札者の参加資格要件、本事業の業務内容・範囲等の精査を行うとともに、効率的かつ合理的な全体スケジュールと主な業務ごとの実施スケジュールを作成する。

過年度の業務成果を参考とし、基本計画の策定状況を反映させた公募前のVFM算定や予定価格の積算を支援する。

（2）募集・選定に関わる資料の作成支援

民間事業者の募集・選定に係る事項について検討を行い、公募設置管理制度及びDBO方式等を併用する本事業の募集・選定に必要な資料について、PFI等官民連携事業に係る契約支援実績を有する弁護士による確認、助言等を受けながら、その作成を支援する。

■公募設置等指針の主な記載内容

- ア 公募対象公園施設の種類
- イ 公募対象公園施設の場所
- ウ 設置又は管理の開始時期
- エ 使用料の最低額
- オ 特定公園施設の建設に関する事項
- カ 都市公園の環境の維持及び向上措置
- キ 認定の有効期間
- ク 設置等予定者を選定するための評価の基準
- ケ 公募実施に関する事項

■その他本事業の募集・選定に必要な資料

実施方針、要求水準書、事業契約書（案）、落札者決定基準、各種様式集、基本協

定書（案）、設置管理許可書（案）、譲渡契約書（案）、その他必要と思われる書類

(3) 質疑対応等の支援

公募資料に関する質問に対する回答書の作成・公表を支援する。

また、必要に応じて開催する予定の「事業者向けの現地説明会」及び、関心を持つ事業者を対象として公募公告前に「ヒアリング調査」を実施する際には、その資料作成や記録作成を支援する。

(4) 事業者選定委員会の運営支援

市が公募設置等指針の策定や公募設置予定者の選定等に係る学識経験者の意見聴取を行うことを目的に設置を予定している事業者選定委員会について、委員会資料の作成支援、委員への説明、委員会の進行、議事録作成等の運営に係る支援を行う。

4 打合せ協議

上記の業務内容実施にあたり、市と1回/月以上の協議・打合せを行う。

5 業務の履行及び業務管理

(1) 業務計画書の提出等

受注者は、契約締結後、速やかに業務履行のための実施体制を整え、以下の項目について、協力会社も含めて業務計画書等として市に提出しなければならない。

①業務工程表

②業務実施体制

③その他必要な書類

(2) 受注者の責務

受注者は、本業務の円滑な遂行において必要な人員体制を整えなければならない。

6 報告書作成

(1) 事業の各段階での必要資料：部数、提出方法等はその都度協議とする。

(2) 業務報告書2部、電子データ1部

7 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

8 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(2) 本業務のかかる一切のデータを、本市が指定した目的以外に複写又は複製してはならない。

(3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに本市に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況を書面をもって本市に報告しなければならない。

らない。

9 その他

(1) 再委託について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 貸与品等について

ア 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。

イ 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

(3) 富士見公園の整備・運営事業者の選定に関わる応募等の制限について

本業務の受託者（再委託又は下請等の者を含む）は、令和3年度に市が入札公告等を予定している富士見公園の整備・運営事業に係る民間事業者の選定において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできない。